

# 梅ヶ枝中央会計

Q.株式譲渡制限会社・取締役会設置会社・監査役設置会社・会計監査人非設置会社における総会運営(計算書類・事業報告)

A.各種書類については、取締役会での決議、株主総会での決議・報告と取扱いが異なるため、留意が必要です。

## 【総括】

	計算書類及びその附属明細書	事業報告及びその附属明細書
監査役監査	必須(会 436①)	
取締役会	承認(会 436③)	
招集通知	計算書類(会 437)	事業報告(437)
定時株主総会	承認(会 438②)	報告(会 438③)

## 【招集通知】

### 会社法

(計算書類等の株主への提供)第四百三十七条

取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告(同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。

会社法施行規則 第二款 株主総会参考書類

第一目 通則 第七十三条

株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 議案
- 二 提案の理由(議案が取締役の提出に係るものに限り、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。)
- 三 (略)
- 2 株主総会参考書類には、この節に定めるもののほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。
- 3 (略)
- 4 同一の株主総会に関して株主に対して提供する招集通知又は法第四百三十七条の規定により株主に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、株主総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、株主に対して提供する招集通知又は法第四百三十七条の規定により株主に対して提供する事業報告の内容とすることを要しない。

→計算書類の承認は、あくまで総会決議のため、「株主参考書類」として、以下の記載が考えられる。

株主総会参考書類

第1号議案 第●期(平成●年●月●日から平成●年●月●日まで)計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類に記載のとおりであります。

## 【事業報告】

### 共通の記載事項

会社の状況に関する重要な事項	すべての会社(施行規則 118①)
業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	当該整備についての決定または決議がある場合(施行規則 118②)
会社の支配に関する基本方針	会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めている場合(施行規則 118③)

→公開会社では、上記「会社の状況に関する重要な事項」とは別に、「会社の状況に関する事項」の記載を要求(施行規則 119 一)。

## 【事業報告の附属明細書】

事業報告の内容を補足する重要な事項のみ(施行規則 128①)。

ただし、関連当事者注記(会社計算規則 112)は公開会社でない限り不要であるが、注記している場合には、留意が必要。

## 【計算書類】

・計算書類…貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表  
個別注記表…非公開会社の必須事項のみ要検討。

### 会社計算規則

#### 第五章 注記表

(通則)

第九十七条 注記表(個別注記表及び連結注記表をいう。以下この編において同じ。)については、この章の定めるところによる。

(注記表の区分)

第九十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 継続企業の前提に関する注記

二 重要な会計方針に係る事項(連結注記表にあっては、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更)に関する注記

三 会計方針の変更に関する注記

四 表示方法の変更に関する注記

五 会計上の見積りの変更に関する注記

六 誤謬の訂正に関する注記

七 貸借対照表等に関する注記

八 損益計算書に関する注記

九 株主資本等変動計算書(連結注記表にあっては、連結株主資本等変動計算書)に関する注記

十 税効果会計に関する注記

十一 リースにより使用する固定資産に関する注記

十二 金融商品に関する注記

# 梅ヶ枝中央会計

- 十三 賃貸等不動産に関する注記
- 十四 持分法損益等に関する注記
- 十五 関連当事者との取引に関する注記
- 十六 一株当たり情報に関する注記
- 十七 重要な後発事象に関する注記
- 十八 連結配当規制適用会社に関する注記
- 十九 その他の注記

2 次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を**表示することを要しない**。

- 一 会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表 前項**第一号、第五号、第七号、第八号及び第十号から第十八号までに掲げる項目**

従って、企業会計に準拠した場合の通常の記載例は以下の記載となります。

## 重要な会計方針に関する事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
  - a. 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
  - b. 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、原材料、仕掛品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（●年）で償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当事業年度末日における発行済株式の総数 普通株式 ●株

### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。or

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成●年●月●日 日時株主総会	普通株式			平成●年●月●日	通常は、総会翌日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの該当事項はありません。  
or 株主総会で配当決議予定であれば、以下の記載

決議予定	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成●年●月●日 日時株主総会	普通株式			平成●年●月●日	通常は、総会翌日

## 【計算書類の附属明細書】

### 会社計算規則 第一百七十七条

各事業年度に係る株式会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項（**公開会社以外の株式会社にあつては、第一号から第三号に掲げる事項**）のほか、株式会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- 一 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- 二 引当金の明細
- 三 販売費及び一般管理費の明細
- 四 第一百二十二条第一項ただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項

## 【公告される貸借対照表の要旨】

会社法
(計算書類の公告) 第四百四十条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、 <b>定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表</b> （大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が <b>第九百三十九条第一項第一号…官報</b> 又は第二号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の <b>要旨</b> を公告することで足りる。
会社計算規則
第六編 計算書類の公告等 第一章 計算書類の公告 第三百三十六条 株式会社が第四百四十条第一項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号に掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表に表示した注記に限るものとする。 (略)